

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

佐賀国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年2月まで
20歳の時、父がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続きをしてくれた。

国民年金保険料は、毎月、私が役場の窓口で納付しカードに領収印を押してもらっていたが、保険料額は記憶にない。両親の国民年金保険料も一緒に納付したことがある。

国民年金加入記録では、昭和58年9月30日から国民年金に加入となっているが、年金手帳の国民年金の被保険者となった日は、45年7月16日と記載されており、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の被保険者の資格記録から昭和45年10月に払い出されたことが推認でき、申立人が所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」として「昭和45年7月16日」と記載されているところ、A町の被保険者名簿では、申立人が45年7月16日に強制加入対象者として国民年金被保険者資格を取得した同日に資格喪失したとする記載があるものの、45年7月から46年3月までの9か月分の国民年金保険料が納付済みとの記載があり、当該9か月分の国民年金保険料が還付されたとする記載は確認できないことを踏まえると、当該期間は強制加入期間として保険料が納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、被保険者名簿に納付済みの記録が無い昭和46年4月から51年2月までの期間について、申立人は大学在学中であったと供述し

ており、当該期間は国民年金の任意加入対象期間である上、A町の被保険者名簿及びオンライン記録において国民年金の未加入期間とされているため、申立期間に係る納付書は発行されず、申立人は国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1043

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額（30万円）と大きく相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の5年1月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、30万円から8万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社の全被保険者21人のうち、申立人と同様に平成5年1月5日付けで標準報酬月額が遡及して引き下げられている者が9人（申立人を含む。）確認でき、そのうち5人（申立人を含む。）は、標準報酬月額が各々の被保険者の資格取得日に遡って8万円に記録訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間においてA社の役員に就任していたことが商業登記簿により確認できるものの、当時の同僚及び事務担当者は、申立人は営業部長として営業を担当しており経理及び社会保険の事務には関わっていなかった旨の供述を行っていることから、申立人は申立期間に係る標準報酬月額を遡及訂正した手続に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる遡及訂正処理を行う

合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円と訂正することが必要と認められる。

佐賀厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支部（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月21日に、資格喪失日に係る記録を47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年7月から47年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月21日から47年12月1日まで
昭和45年3月にA社D支部に入社し、52年2月1日にA社を退職するまで、同社の関連事業所に継続して勤務した。

昭和46年7月21日に、同期の同僚二人と一緒にA社B支部に転勤し、47年11月30日まで勤務したにもかかわらず、同社で勤務した期間の厚生年金保険の加入期間が無いのは納得がいかない。所持している46年8月分及び47年1月から同年6月までの分の同社の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している辞令簿、申立人が所持する給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和46年7月21日にA社D支部からA社B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和46年8月分及び47年1月から同年6月までの分の給与明細書及び「昭和47年度市民

税・県民税個人別特別徴収税額の通知書」並びに46年7月から47年11月までの同僚のA社B支部における社会保険事務所（当時）の記録から、46年7月から47年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会もあり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から47年11月までの保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年6月末頃まで

昭和26年4月にA市にあるB社に入社した。同市にある同社の営業所でC職種として、28年6月末頃まで勤務した。

社会保険事務所に記録照会したところ、同社での厚生年金保険の記録が見当たらないとの回答であった。

会社の前で撮った当時の写真を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の営業所での写真を所持しており、また、申立人が記憶している同社の事業主及び複数の同僚の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社の営業所において勤務していたことは推認できる。

一方、B社の営業所において、申立人が同時期に勤務したと記憶する先述の複数の同僚とは別の同僚一人の氏名は、同社とは別のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されており、また、前述の名簿及び申立人のものと思われる台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和28年3月1日に被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失している記録があり、当該記録は申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主（D社）は、申立人が同社において昭和28年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の名簿及び台帳に記載され、申立人のものと認められる未統合の厚生年金保険被保険者記録から、7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月1日から28年3月1日までの期間の厚生年金保険料控除については、B社は40年1月1日に、また、E社は42年5月1日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の資料が無く、申立人も当時の給与明細書等を所持していないため確認することができない。

また、B社は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち26年4月1日から27年2月1日までの期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、B社における27年2月1日から28年3月1日までの期間及びE社における26年4月1日から28年3月1日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、B社及びD社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、供述を得ることができず、供述を得られた同僚は申立人のことを覚えていないとしている。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、昭和26年4月1日から28年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支部（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月21日に、資格喪失日に係る記録を47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和46年7月から47年9月までは4万8,000円、同年10月及び11月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月21日から47年12月1日まで
昭和45年3月にA社D支部に入社し、現在に至るまで一貫して、A社の関連する事業所に継続して勤務している。

昭和46年7月21日に、同期同僚二人と一緒にA社B支部に転勤し、47年11月30日まで勤務したにもかかわらず、同社で勤務した期間の厚生年金保険の加入期間が無いのは納得がいかない。当該同期同僚二人も同社での加入記録が無いと言っており、一人は同社の給与明細書を持っている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している辞令簿、申立人に係る健康保険組合における組合員記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和46年7月21日にA社D支部からA社B支部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚が所持する給与明細書及び「昭和47年度市民税・県民税個人別特別徴収税額の通知書」並びに昭和46年7月から47年11月までの別の同僚のA社B支部における社会保険事務所

(当時)の記録により、46年7月から47年9月までは4万8,000円、同年10月及び同年11月は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会もあり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年7月から47年11月までの保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

昭和51年5月に会社を退職した際に国民年金に加入し、52年4月に結婚したが、その後も国民年金保険料を毎月納付していた。

ねんきん特別便を見て、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていなかったのが驚いた。

A市役所の担当者から任意加入の話聞いたことはなく、家計の状況及び老後の生活保障から国民年金保険料の納付を辞めるという選択をすることは無いと思う。

平成3年に転居する時にB町（現在は、C町）役場の国民年金係から渡された「国民年金納付状況連絡票」の納付記録欄には「S51.5～61.3完納」と記載されているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、A市及びB町の国民年金被保険者名簿並びにオンライン記録において、申立人の国民年金の資格喪失日はいずれも昭和57年10月1日と記載されており、申立期間は未加入期間で一致している。

また、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は48か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の

国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から平成8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から平成8年2月まで
昭和55年9月、A社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月、市役所から送られてきた納付書により、郵便局窓口で納付した。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金加入年月日は、平成14年7月4日とされており、基礎年金番号による国民年金の加入手続が行われたことが確認できるが、基礎年金番号は、昭和43年1月5日の厚生年金保険加入時に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は、186か月と長期間であり、申立期間以外に国民年金未加入期間及び国民年金未納期間が散見される上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年10月10日から同年11月1日まで
②平成9年1月6日から10年2月1日まで
③平成10年2月10日から12年3月30日まで

平成3年10月10日から同年11月1日までの期間、A社（現在は、B社）で船員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いため、記録を訂正してほしい。

また、国（厚生労働省）の記録によると、C社及びD社に係る厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額がそれぞれ32万円、28万円とされており、当時の給与額よりも低いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人が当該期間においてA社が所有する船で船員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社が保管する申立人に係る平成3年分所得税源泉徴収簿により、申立人の同年10月及び11月分の社会保険料は控除されていないことが確認でき、このことについて、同社は「乗船期間が短かったため、申立人に係る船員保険（厚生年金保険）の加入手続は行っておらず、保険料も給与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②及び③について、申立人の銀行口座に係る普通預金取引明細表及び申立人の供述を踏まえると、C社から毎月42万円、D社から毎月41万5,000円の給与が支給されていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、平成9年1月6日付けでC社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額が32万円であることが確認でき、10年2月1日付けで同資格を喪失するまでの期間、申立人の同社における標準報酬月額が改定されたことを示す記録は見当たらない。

また、C社は、申立人に係る人事記録、賃金台帳を保存しておらず、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答しているところ、同社と同地域に所在している申立期間③に係るD社は、当時、当該地域の船会社は、船員の給与額よりも低い金額を標準報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、保険料は全額会社負担とすることが慣習となっていた旨の供述をしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日前後2年以内に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚17人のうち13人の標準報酬月額は、申立人と同額の32万円、残り4人の標準報酬月額は、28万円から36万円までの金額とされていることが確認でき、当該17人は、申立人と同様に、同社に係る被保険者期間中において標準報酬月額の改定が行われたことを示す記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、平成10年2月10日付けでD社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、資格取得時の標準報酬月額は28万円であることが確認でき、12年3月30日付けで同資格を喪失するまでの期間、申立人の同社における標準報酬月額が改定されたことを示す記録は見当たらない。

また、D社は、「申立期間③当時、保険料は給与から控除しておらず、会社が全額負担していた。申立人の標準報酬月額は28万円として社会保険事務所に届け、28万円に見合う保険料を納付していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人のD社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日前後2年以内に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚16人の資格取得時における標準報酬月額は、申立人と同額の28万円であることが確認でき、当該同僚の一人は、「D社で勤務していた平成11年から13年までの間の給与は、毎月33万円から35万円ほどだった。当時

から標準報酬月額が給与に対して低かったことは知っていた。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

昭和 43 年 8 月、A社B支部に入社し、入社時の給与が 2 万 3,400 円だったことを記憶している。申立期間の標準報酬月額が 1 万 8,000 円とされているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書等を保管していないものの、申立期間における給与が 2 万 3,400 円であったと申立てている。

しかしながら、A社は既に廃業しており、同社の後継事業所であるC社の人事担当者も申立期間当時の従業員に関する賃金台帳等の資料は保管していない旨を供述していることから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社B支部の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立期間を含む昭和 43 年 1 月から同年 12 月までの期間において、A社B支部に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した女性 36 人（申立人を含む。）のうち、申立人のほかに同じ 10 代で同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者 19 人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同額（1 万 8,000 円）の者 3 人、1 等級低い 1 万 6,000 円の者 16 人となっており、入社時の標準報酬月額が、申立人より上位の等級の者は確認できない。

加えて、申立人がA社B支部で被保険者資格を取得してから 11 か月後の昭和 44 年 7 月 1 日付けで標準報酬月額が随時改定されているが、当該改定は、

申立人に支払われた給与が昇給したことに伴い改定されたものと考えられ、入社した資格取得時の標準報酬月額是不自然なものとは言えない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から43年1月1日まで
② 昭和44年10月1日から45年7月1日まで
③ 昭和45年10月1日から46年10月1日まで
④ 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
⑤ 昭和57年10月1日から58年7月1日まで
⑥ 昭和58年7月1日から62年7月1日まで
⑦ 昭和62年10月1日から63年7月1日まで
⑧ 昭和63年10月1日から平成3年10月1日まで

昭和30年頃、兄の勧めでA事業所（現在は、B社）に入社し、平成7年に定年退職するまで勤務した。

日本年金機構から標準報酬月額の通知が来たので確認したところ、標準報酬月額が下がっている期間が複数見られた。毎月の手取り額は増減することがあっても、基本給与が下がった記憶は無い。

また、申立期間⑥及び申立期間⑧の標準報酬月額が上がっていないが、毎年4月に昇給していた記憶がある。

標準報酬月額の記録が事実と違うのではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が主張するように、申立期間①から⑤、⑦及び⑧において申立人の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より1等級下がっていること、また、申立期間⑥及び⑧において、申立人の標準報酬月額がそれぞれの期間において同額であることが確認できる。

しかしながら、B社及び同社の受託社会保険労務士事務所は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

さらに、B社及び同僚数人が、「毎年11月頃から4月頃までの冬場に残業が多く、夏場は比較的暇になったので、残業代等の増減で給与の総支給額が変わることがあった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②から④、⑦及び⑧において、各該当年の4月(昇給月)から6月の総支給額に基づいて、7月に随時改定が行われており、申立期間①から⑤、⑦及び⑧において、各該当年の10月に定時決定が行われ、標準報酬月額が1等級下がっていることが確認できるとともに、複数の同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額の等級が1等級下がっている記録が確認でき、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さはみられない。

加えて、申立期間⑥及び⑧において、B社は、昭和50年代後半から、売上げが伸びず、昇給も無かった時期がしばらく続いた旨の回答をしており、オンライン記録によると、当該期間前後において、申立人と同様に標準報酬月額が同額である複数の同僚を確認することができ、申立人の標準報酬月額の記録のみが同僚の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。